

美郷町告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和8年1月5日

美郷町長 田 中 秀 俊



1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字浜瀬2362-1、2367-3

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を美郷町役場及び宮崎県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）